

## 「グレーゾーン金利」の撤廃等を求める意見書

金融庁の「貸金業制度等に関する懇談会」は、先頃、多重債務問題の温床とされる「グレーゾーン金利」について、出資法で定める年29.2%の上限金利を引き下げ、利息制限法に基づく年15~20%の上限金利に統一する方針を明らかにしました。

懇談会は、このような方針を盛り込んだ最終報告を6月に提出するとしています。

消費者が貸金業者から金を借りた場合、融資契約は形式上無効でも、金利などを書いた書類を渡し、利用者が任意で利息を支払えば有効とみなす貸金業規制法の「みなし弁済」規定が適用されることがあります。しかし、大半の利用者は金利や返済期間についてほとんど知らないか、知らされておらず、このような実態がいわゆる「グレーゾーン金利」問題を引き起こし、多重債務の被害の要因になって社会問題化しています。

今年1月に最高裁判所は、「みなし弁済」の厳格な適用を業者に求め、「グレーゾーン金利」を実質的に無効とする判断を示しました。しかし、それにもかかわらず、貸金業者はその後「グレーゾーン金利」で融資を続けたり、また今回の懇談会の上限金利を引き下げるという方針についても、強く反対をしたと言われています。

このように、貸金業者は自ら進んで現状を改善する姿勢には立っておらず、またその意思もない以上、関係法の改正を図ることによって、明確に貸金利率を制限すべきです。

よって、新宿区議会は、多重債務の悲劇を根絶するためにも以下の事項について関係法の早急な改正を強く要望します。

- 1 速やかに出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
- 3 出資法附則に定める日賦貸金業者、電話担保金融の特例金利は、脱法行為が横行しているのが現状であり直ちに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年6月19日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
金融・経済財政政策担当大臣

あて